

おらほの **納税** 教室

そろそろ確定申告手続き、住民税申告手続きの準備を始めましょう!!

前年中に収入がない人も申告が必要です!

前年中に収入が全くなかった人や、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業保険など）のみの人、家族などに扶養されている人も住民税の申告が必要です。

申告がなされないと、町では収入や所得の情報が分からないため、翌年度分の所得証明書や非課税証明書などの発行ができません。また、「非課税者」として扱うことができないため、国民健康保険税の軽減が受けられない、介護保険料などの所得判定が正しく行えない、各種手当などの支給が止まってしまうなど、所得情報が必要となる制度において正しい取り扱いができなくなる場合があります。

各種保険料(税)の軽減が受けられない



税証明書の交付が受けられない

※「収入のない人」「非課税所得のみの人」に該当する場合は、毎年1月に町から送付される冊子「町県民税申告の手引」内の「収入のない旨の届出書兼扶養控除の申出書」を次のいずれかの方法により忘れずに提出してください。

- ①世帯のどなたかが町の申告会場で申告される場合→町申告会場での提出
- ②町の申告会場で申告する世帯員がいない場合→役場町民税務課または歌津総合支所に直接提出
- ③「南三陸町役場町民税務課」宛てに郵送で提出

パソコンやスマートフォンなどを利用して確定申告書を作成できます!

国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) 「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成し、ご自宅からe-Tax (インターネット) で送信 (提出) することができます。

申告期間中は会場が大変混雑し、待ち時間が長くなりますので、パソコンやスマートフォンなどを利用した申告がおすすめです。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

* 今月の税・保険料 * *納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!*

- 町県民税……………第3期
- 国民健康保険税……………第5期
- 介護保険料……………第4期
- 後期高齢者医療保険料…第4期

納付期限
10月31日(月)

口座振替日
10月25日(火)

町民税務課税務係 ☎46-1372

内容	<p>確定申告手続き</p> <p>毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。</p>
	<p>住民税申告手続き</p> <p>毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する翌年度の住民税額を計算するために町に申告する手続きです。 原則として、<u>1月1日時点で南三陸町に住民登録がある人全員が対象</u>になります。 ただし、次に該当する人は住民税申告をする必要がありません。 ・給与収入のみで、勤務先で年末調整が済んでいて、ほかに所得がない人 ・税務署に確定申告書を提出した人 ・公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更がない人 ※前年中に収入がなかった人は、町に「収入のない旨の届出書兼扶養控除の申出書」の提出が必要です。</p>
期間	毎年2月16日～3月15日
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・前年中の収入金額がわかるもの (源泉徴収票、事業収入がある場合は収支内訳書など) ・各種控除証明書類 (社会保険料/生命保険料/地震保険料/医療費/障害者手帳など) ・被扶養者の所得金額がわかるもの (源泉徴収票など) ・マイナンバーカード (本人確認書類の提示または写しの添付が必要なため) <p>※マイナンバーカードがない場合は、①番号確認書類、②本人確認書類が必要となります。 ・本人名義の預貯金通帳など (還付または納付の際に口座情報がわかるもの)</p>

確定申告をする必要がある人

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ・1か所から給与の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・2か所以上から給与の支払いを受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ・公的年金の年間収入金額が400万円を超える人
- ・公的年金に係る雑所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・前年中に住宅を新築・購入・増改築された人で「住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)」を受けられる人

※1 確定申告の必要がない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出する必要があります。

※2 確定申告書を税務署 (または町の申告会場) に提出した場合には、住民税申告をする必要はありません。